

## 北広島市子どもの権利条例素案の構造

総論	前文
	条例制定の趣旨(子どもの権利の考え方やおとなの役割を示す)
	第1章 総則
	第1条 条例の目的
	第2条 条例における用語の定義
各論	第3条 市、保護者、施設関係者等の責務
	第4条 子どもの権利についての広報及び権利の普及
	第5条 子どもの権利月間
	第2章 子どもの権利
	第6条 安心して生きる権利
	第7条 守られる権利
	第8条 健やかに育つ権利
	第9条 参加する権利
	第10条 支援を受ける権利
	第3章 子どもの生活の場での権利の保障
	第11条 子どもの生活の場での権利の保障
	第12条 虐待等の禁止
	第13条 家庭での権利の保障
	第14条 育ち・学ぶ施設での権利の保障
	第15条 地域での権利の保障
	第4章 子どもの参加のしくみ
	第16条 子どもの参加等の促進
	第17条 子ども会議
	第18条 子どもの視点に立った情報発信等
	第5章 相談及び救済
	第19条 救済委員の設置及び役割
	第20条 救済委員の定数、任期、責務等
	第21条 相談及び救済の申し立て
	第22条 相談員
	第6章 市の施策
	第23条 子どもの居場所
	第24条 子育て・子育て支援
	第25条 相談及び救済
	第26条 推進計画の作成
	第7章 子どもの権利の保障状況の検証
第27条 子どもの権利検証委員会の設置	
第28条 検証委員会の組織等	
第29条 検証委員会の役割	
第30条 報告の尊重と公表	
補則	第8章 雑則
	第31条 雑則